



「知人が信販会  
社のローンで車を  
購入した際、夫  
が連帯保証人になってやったが、  
50万円程の残債を残して知人は  
自己破産し、今は生活保護を受け  
ている。信販会社  
から即刻返済す  
るように言って

来るので、肩代わりせざるを得な  
くなったが、高齢の夫は納得しな  
い…どうすればいいの?…」と、あ  
る老婦人から相談がありました。  
その知人は僅かずつで  
も夫に毎月払いたいと

「おや、以前見た事  
あるが印刷の広報紙に  
よく似てるな?…」と毎月届く社  
保料の納入告知書に同封されて  
くる「社会保険おおいだ」の末尾  
の小文字を見て目を疑いました。  
発行=(財)大分県  
社会保険協会・  
行政記事提供=大  
分社会保険事務局・社会保険事務  
所…と書かれています。4月まで  
は社保事務局が発行する「社会保  
険プレス」が入っていましたが、  
4月号のお知らせに「諸般の事  
情により…休刊…来月より新た

**破産者の借金古人の老後を  
を肩代わり…何日どう守る**

の意思表示はするとの事ですが、  
破産宣告され債務の免責を受け  
た人が、そうした約束をしても法  
的には無効です。悪質な訪問リフ  
ーム事件の被害にあっている認  
知症(痴呆)の高齢者と同じよう  
な被害者とも言  
えます。5年前に  
始まった成年後

見制度の中に、まだ判断能力があ  
る内に前もって後見人を決めて  
おける任意後見がありますが、高  
齢者が安心して老後を過ごせる  
利用しやすい制度作り  
は、まだこれからです。



な広報紙にて提供…」と  
あったのがこれだった  
のです。5年半前、協会費を半強  
制的に集めようと、社保の新規適  
用書類の中に加入申込用紙をセッ  
したりしていた事が問題になり、  
あわせて任意団  
体に過ぎない協  
会の広報紙”しゃ  
かいほけん大分”を公的機関の  
郵便物に同封する事の是非を指  
摘されて5年前に取りやめた経  
過があったの  
です。学習機  
能は何処に??



当事務所のEメールアドレスが'05.6.1より、office@nishiuma.sakura.ne.jpに変わりました。